

指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：健康福祉部 高齢介護課)

1	施設名	玉名市天水老人憩の家	
2	施設の概要	① 建築延床面積 688.21㎡(建築構造 鉄骨造 平屋建) ② 開館時間 午前9時30分から午後4時30分まで ② 休館日 祝日 ③ 使用者の資格 原則として玉名市に居住する60歳以上の者 ④ 使用料 1回150円	
3	募集方法	非公募	
	非公募の理由	玉名市天水老人憩の家は、玉名市に居住する老人に対して健康の保持、教養の向上及びレクリエーションのための施設で、営利を目的として競争させる必要性はあまり無く、地域住民の福祉サービスが優先される施設です。社会福祉法人玉名市社会福祉協議会は、日頃から地域の民生委員、区長、老人クラブ、ボランティアの方たちと密接な連携をとっており、その方たちのご協力により、地域ぐるみで行う「ふれあいサロン事業」、老人会を中心とした「温泉を利用した健康づくり事業」、ボランティアによる「筋力アップ体操」等様々な事業を、長年培ってきた知識と経験を活かして独自に展開しており、施設の設置目的と合致しており長年に亘る管理運営実績から当該施設の管理運営を行う上での安定性、信頼性が高く評価できます。 また、本施設は「玉名市公共施設長期整備計画」により平成36年度に、旧館部分の減築を計画されており、次回更新時の環境状況が大きく変化することが予測されるため、利用者の意見聴取を十分に行い、検討する必要があります。利用者一人ひとりの声を聞き、苦情にも応じやすい環境づくりがなされ、地域福祉や介護予防業務を通じて地域との関わりも深く信頼関係が築かれている、最適の団体であると認められることから公募によらないで選定することにいたしました。	
	募集内容	指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
		管理業務内容	① 玉名市天水老人憩の家の使用の許可に関する業務 ② 玉名市天水老人憩の家の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 ③ 指定管理者が玉名市天水老人憩の家の管理上必要と認める業務
指定管理料の基準額 (5か年分)		63,478,590円	
審査の概要及び結果	審査方法	5つの審査基準ごとに審査項目及び審査内容を定め、審査内容ごとに3点から16点を配点(ただし、審査基準「住民の平等な利用の確保」に関する審査内容については、点数とせず、「適・否」で判断)。 それぞれの審査内容を採点し、指定管理候補者として適正な団体であるか否かについて、委員会の選定意見をまとめる。	
	選定委員会の委員	副市長、企画経営部長、健康福祉部長、有識者2人(天水町区長会長、民生委員・児童委員協議会長) 計5人	
	審査基準	別添審査基準表のとおり	

	審査経過	<p>「玉名市天水老人憩の家」の指定管理候補者選定委員会  (開催日)平成30年11月12日  (内容)募集方針、事業計画、収支計画その他提出資料の説明、質疑、審査及び採点</p>
審査結果	指定管理候補者	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会
	評価結果及び選定理由	<p>1 評価結果  別添「玉名市天水老人憩の家の指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由  天水老人憩の家は、公募としない施設であるため、対象団体である玉名市社会福祉協議会の財政状況や事業計画、サービス向上の実現方策等の提案、収支予算等について、審査基準に基づいて総合的に評価した。  また、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会は、現在も天水老人憩の家の指定管理者でもあり、運営方針が施設の設置目的と合致していること及び長年にわたる実績から当該施設の管理運営を行なううえでの安定性、信頼性が評価できることから指定管理候補者として、当選定委員会の意見とする。</p> <p>◆ 申請者の管理料総額（5か年）の提案額  58,773,150円  ※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。</p> <p>上記の結果、全委員の合意により「社会福祉法人玉名市社会福祉協議会」を指定管理候補者として適当であると判断しました。</p>

## 審査基準表（玉名市天水老人憩の家）

審査基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか。	適・否	
		市が示した管理の基準と法人が提案した運営方針が合致するか。		
	住民の施設の平等な利用の確保	申請者の経営モラルは適切か。		
		利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。		
生活弱者等へ配慮されているか。 事業等の内容に偏りがないか。				
※ 選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。				
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか。	39	
		年間の広報計画の内容は適切か。		
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
		その他利用者増を高める内容は適切か。		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か。		
		利用料金の設定は適切か。		
		自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。		
		全体的に施設の設備及び機能を活用した内容となっているか。		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	市民ニーズの把握やその対応策が適切か。		
		求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。		
施設管理及び安全管理は適切か。				
維持管理は効率的に行われるか。				
環境に配慮した管理運営となっているか。				
	2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	提案価格の得点 (市が示した基準価格をどの程度下回っているか。)	28
			必要な経費を見積もっているか。	
		管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。		
収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。			
		収支計画の実現の可能性はあるか。		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか。	15	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数は十分か。		
		職員の指導育成及び研修体制は十分か。		
	類似施設の運営実績	職員の採用及び確保の方策は適切か。		
		実績からして、施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	18	
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。		
	情報公開	玉名市情報公開条例の規定について、理解があるか。		
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。		
	人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか。		
苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。			
合 計			100	

玉名市天水老人憩の家の指定管理候補者選定委員会集計表

審査基準	審査項目	配点	委員の採点結果
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	住民の施設の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	195(39×5)	172点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	140(28×5)	52点
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
	施設の管理運営に係る経費の内容		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	75(15×5)	64点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	安定的な運営が可能となる人的能力	90(18×5)	84点
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	類似施設の運営実績		
	情報の管理		
	公益性の理解		
情報公開	90(18×5)	84点	
危機管理体制			
人権擁護			
苦情解決の方法			
合計点		500(100×5)	372点